

高松市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成21年8月14日

| | |
|---------|------|
| 高松市監査委員 | 谷本繁男 |
| 同 | 吉田正己 |
| 同 | 山下稔 |
| 同 | 辻正雄 |

平成21年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（高松冬のまつり実行委員会）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

| 対 象 | | 期 間 |
|------------------------|--|-------------------------|
| 部局および団体 | 事 務 | |
| 産 業 経 済 部 観 光 振 興 課 | 平成20年度の高松冬のまつり実行委員会に財政的援助を与えているものの出納 その他の事務 | 平成21年4月1日から 同年6月5日まで |
| 高松冬のまつり 実 行 委 員 会 | 平成20年度の高松市の財政的援助に係るものの出納 その他の事務 | |

(2) 監査の方法

平成20年度に執行した当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している産業経済部観光振興課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査対象団体（高松冬のまつり実行委員会）の概要

ア 設置目的

青少年の健全育成ならびに地域の活性化に寄与することを目的とする。

イ 事務局所在地

高松市西宝町一丁目5番20号 株式会社瀬戸内海放送内

ウ 組織（平成20年4月1日現在）

役員は15人で、その内訳は委員長1人、副委員長3人、理事9人および監事2人である。

エ 高松市との関係

高松市は、高松冬のまつり実行委員会の活動事業および運営事業に対する補助金を交付している。

高松市からの補助事業の名称および金額

(単位 円)

| 補助事業名 | 平成20年度 |
|---------------|------------|
| 第22回高松冬のまつり事業 | 36,000,000 |

オ 収支の状況

平成20年度収支決算書

平成21年3月31日現在

収入の部

(単位 円)

| 科 目 | | 予算現額 (A) | 決算額 (B) | 比較増減 (B)-(A) |
|-----|------------------------|-------------|------------|-----------------|
| 款 | 項 | | | |
| 1 | 負担金 | 10,450,000 | 10,450,000 | |
| | 1 瀬戸内海放送 | 10,000,000 | 10,000,000 | |
| | 2 高松栗林ライオンズクラブ | 300,000 | 300,000 | |
| | 3 高松屋島ライオンズクラブ | 50,000 | 50,000 | |
| | 4 高松商工会議所 | 100,000 | 100,000 | |
| 2 | 補助金 | 36,050,000 | 36,050,000 | |
| | 1 高松市 | 36,000,000 | 36,000,000 | |
| | 2 高松観光コンベンション ビューロー | 50,000 | 50,000 | |
| 3 | 寄附金 | 2,100,000 | 2,275,660 | 175,660 |
| | 1 イベント寄附金 | 2,100,000 | 2,275,660 | 175,660 |
| 4 | その他 | 1,500,000 | 1,365,000 | △ 135,000 |
| | 1 広告掲載料 | 1,500,000 | 1,365,000 | △ 135,000 |
| 5 | 諸収入 | | 3,237 | 3,237 |
| | 1 預金利息等 | | 3,237 | 3,237 |
| 6 | 繰越金 | 533,187 | 533,187 | |
| | 1 前年度繰越金 | 533,187 | 533,187 | |
| 合 計 | | 50,633,187 | 50,677,084 | 43,897 |

支出の部

(単位 円)

| 科目 | 支出明細 | 予算現額 (A) | 決算額 (B) | 比較増減 (A)-(B) |
|-----|-----------|-------------|------------|-----------------|
| 1 | 事業経費 | 39,105,970 | 39,105,970 | |
| | 1 会場設営費 | 29,867,563 | 29,867,563 | |
| | 2 イベント関連費 | 7,494,301 | 7,494,301 | |
| | 3 会場費他 | 1,744,106 | 1,744,106 | |
| 2 | 広報宣伝費 | 5,627,855 | 5,627,855 | |
| 3 | 業務委託費 | 1,611,964 | 1,611,964 | |
| 4 | 管理費 | 4,287,398 | 4,256,227 | 31,171 |
| 合 計 | | 50,633,187 | 50,602,016 | 31,171 |

(4) 監査の結果

監査の結果，所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については，おおむね適正に処理されていたが，別記のとおり，所管部局の事務の一部に改善を要する事項が認められ，また，監査対象団体の事務に関して，監査委員の意見を付するものである。

なお，所管部局の改善を要する事項について，措置を講じたときは，地方自治法第199条第12項の規定に基づき，その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも，法令等を遵守し，より一層，厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

所管部局（産業経済部観光振興課）に対するもの

ア 概算払により補助金を交付する理由を適正にすべきもの

高松冬のまつり開催補助金については，高松市補助金等交付規則第9条第2項ならびに高松市会計規則第79条第1項第3号および第2項の規定を根拠として，支出の特例の一つである概算払をしているにもかかわらず，同補助金交付決定伺決裁には，同交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める理由」が記載されていないので，今後，同補助金を概算払により交付する場合は，概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

イ 補助金の交付決定を適正にすべきもの

高松市補助金等交付規則の規定に基づく補助金の交付を受けようとする場合には，同規則第3条第1号の規定に基づき，事業計画書を添付しなければならないが，高松冬のまつり開催補助金については，事業計画書がないまま収支予算書のみをもって，交付決定をしているので，今後，同様の補助金の交付決定に当たっては，これらの規定に基づき，時系列に沿った詳細な事業計画書を作成させるなど，適正に事務処理されたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

監査対象団体（高松冬のまつり実行委員会）に対するもの

(1) 実行委員会規約の整備について

高松冬のまつり実行委員会規約第9条第5項で事務処理について必要な事項は、別に定めることと規定しているが、予算で定めた額を補正および流用する際に、伺決裁を用いて行っているなど、別に定めることなく事務処理が行われていることから、今後においては、事務処理に係る取扱基準を別に定めるなど、当該規約を遵守した執行に改められたい。

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 監査対象団体に対するもの

(1) 利用料金の設定を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

高松市健康増進温浴施設の利用料金については、地方自治法第244条の2第9項および高松市スポーツ施設条例第20条第2項に基づき、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定めるものとされているが、3歳児の利用料金に係る取扱いについて、市が承認した協議書の内容と異なる事務処理となっていたので、今後は、市の承認に基づく適正な利用料金を設定されたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成21年5月28日）

利用料金の設定を適正にすべきものについては、平成21年度から「3歳未満は除く」を「3歳以下は除く」に改めた。

監査対象団体（シンコースポーツ株式会社・四電ビジネス株式会社）

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 所管部局に対するもの

(1) 管理運営業務の明確化について

ア 意見を付した事項

高松市健康増進温浴施設の管理運営業務仕様書については、指定管

理者が実施する管理運営業務の範囲を示すとともに、市が指定管理者に支払う指定管理料の積算基礎となるため、その業務内容を明確に示す必要があるが、指定管理者から提出された事業計画書に記載されている巡回バス運行業務については、当該仕様書に記載がないものの、経費については指定管理料の積算に含まれており、同業務に係る市と指定管理者の責任分担や経費負担が不明瞭なものとなっていたので、今後は、指定管理者の行うべき業務内容を明確に示した仕様書を作成し、管理運営業務の明確化に努められたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成21年5月28日）

管理運営業務の明確化については、平成21年度から高松市健康増進温浴施設の管理運営業務仕様書に記載した。

所管部局（市民政策部国際文化・スポーツ局スポーツ振興課）